

## 昭和五十九年農林水産省令第三十五号

## 地力増進法施行規則

地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第四条第一項第一号、第五条及び第八条の規定に基づき、地力増進法施行規則を次のように定める。

（地力増進地域の指定の基準となる農地の面積）

第一条 地力増進法（以下「法」という。）第四条第一項第一号の農林水産省令で定める農地の面積は、北海道にあつてはおおむね百ヘクタール、都府県にあつてはおおむね五十ヘクタールとする。（対策調査の基準）

第二条 法第五条の対策調査は、次に掲げる調査とする。

- 一 土壌の性質に関する細密な調査
- 二 営農の状況に関する調査
- 三 農業生産基盤の整備状況に関する調査
- 四 農作物の生育状況に関する調査
- 五 地力の増進を図るための対策を確立するための調査

（改善状況調査の請求の基準）

第三条 法第八条の農業者等からの請求に関して農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る農地において農作物に生育障害が発生していること。
- 二 前号の生育障害が土壌の性質に起因するものであると推定されること。
- 三 請求に係る農地の面積が北海道にあつてはおおむね十ヘクタール、都府県にあつてはおおむね五ヘクタール以上であること。
- 四 請求に係る農地について法第六条第一項の地力増進対策指針に即した営農が行われていると認められること。

（改善状況調査の基準）

第四条 法第八条の改善状況調査は、次に掲げる調査とする。

- 一 土壌の性質に関する調査
- 二 営農の状況に関する調査
- 三 農作物の生育状況に関する調査
- 四 前三号の調査の結果からみて、地力の増進を図るための新たな対策を必要とする場合における当該対策を確立するための調査

（身分を示す証明書）

第五条 法第十六条第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第一号によるものとする。

2 法第十七条第四項において準用する法第十六条第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

（報告）

第六条 法第十七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 立入検査をした製造業者又は販売業者の名称及び所在地
- 二 立入検査をした年月日
- 三 立入検査の結果
- 四 その他参考となる事項

（権限の委任）

第七条 法第十二条第一項に規定する農林水産大臣の権限で、その主たる事務所並びに工場、事業場、店舗及び営業所が一の地方農政局の管轄区域内のみにある製造業者又は販売業者に関するものは、当該地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第十六条第一項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限は、製造業者又は販売業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第十六条第一項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限は、製造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

1 この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

2 耕土培養法施行規則（昭和二十八年農林省令第二号）は、廃止する。

附 則（昭和五十九年一〇月一日農林水産省令第三十九号）

この省令は、昭和六十年五月一日から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水産省令第二十七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年九月一日農林水産省令第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十三年三月二二日農林水産省令第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下「承認等の行為」という。)又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (平成十九年三月三〇日農林水産省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年二月二二日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

12cm

別記  
様式第一号（第五条関係）

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">官職名 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">土壤改良資材 立入検査職員 身分証明書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣（地方農政局長）</p>	<p style="text-align: center;">写 真</p>
--	--

(表面)

8cm

(裏面)

地力増進法抜すい  
(報告及び立入検査)

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壤改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

<p>12cm</p>	<p>8cm</p>
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">氏 職 名 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">土 壤 改 良 資 材 立 入 検 査 職 員 身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">令 和 年 月 日 発 行</p> <p style="text-align: center;">独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー 理 事 長</p>	<p>写 真</p>
<p>（表面）</p>	

（裏面）

（報告及び立入検査）

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（センターによる立入検査）

第十七条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、製造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 （略）

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の立入検査について準用する。

第二十三条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。